

公 告

令和7年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が南国市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年7月1日

南国市監査委員	塩 崎 泰
南国市監査委員	久 武 弘 明
南国市監査委員	岡 崎 純 男

令和7年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、次のとおりである。

指摘事項	措置状況
(1) 保育所の運営全般について 保育所ごとに定めた保育方針及び実施目標に基づき保育計画が作成され、実践された保育内容の達成状況について自己評価する仕組みができしており、保育の質の充実、向上に繋がる取り組みがなされている。 (2) 施設管理について 建物・遊具等の点検が定期的に行われているが、施設の古い保育所にあつては、直ちに危険とは言えないまでも、要注意箇所のある遊具があつた。児童の安全に直結するものであるため、安全性の確認を徹底し、可能な限り早目の対応をされたい。 また、建物周囲にコンテナボックスが積み上げられている事例があつた。日常的に児童が近づく場所ではないものの、児童の安全確保の観点から何らかの安全対策を講ずる必要があると思料される。 また、建物施設の清掃、トイレなどの衛生管理も行き届いており概ね良好な環境であると認められる。今後もこのような状況が維持されるよう努められたい。 (3) 児童の安全確保について ヒヤリハット事例について、日常的に職員会議において情報共有する取り組みができている。 事故発生時の対応についてもマニュアルに基づいて適切に行われており、事故発生状況やその後の対応も詳細に記録されていた。 投薬対象の児童を取り違え服薬させた事例があつた。薬の投薬については重大な事故に繋がる恐れがあるので、細心の注意を払うこと。 なお、事故発生後、児童を病院に搬送するにあたって、保護者にその対応をお任せしたことに	(2) 施設管理について 建物・遊具等の安全点検は保育士が定期的の実施し、必要な修繕等を行っています。あわせて遊具点検専門業者にも遊具点検を依頼し、点検結果に基づき順次修繕等対応しています。 建物周囲に積み上げられているコンテナボックスは撤去し、全施設において、児童の安全確保の観点から安全対策を講じる必要がある個所の再確認も行い対応しました。 引き続き、建物施設の衛生管理も維持、徹底していきます。(子育て支援課) (3) 児童の安全確保について 万が一の事故発生時の迅速、適切な対応の遵守に全職員が取り組んでいるところです。定期的に職員会等でマニュアル内容の確認、見直し等を行い、乳幼児(未就学児)の命を守る体制を整備しています。誤投薬防止へ向けて保護者から薬を預かる時点から投薬まで複数職員によるチェック体制を構築しました。乳幼児を病院に搬送する場合は状況を把握している職員または施設長、主任が同行する体制としていますので、この取り扱いの徹底を再確認しました。

指摘事項	措置状況
について、後に保護者の不信を招いた事例が見受けられた。病院への搬送から診察終了まで保育士が同行するようマニュアルに沿った、それに伴う必要な体制の整備を図られたい。 (4) 避難訓練及び不審者対策について 地震、火災発生時の避難訓練について定期的に行われており、訓練の際に気のついたことが細かく記録されていた。災害発生時に必要となる保護者への引き渡し手順も整備され、保護者も交えた訓練も行われていた。 不審者侵入対応訓練も警察の協力を得ながら行われていたが、施設の古い保育所にあつては、外部から容易に侵入できる構造であるため、防犯カメラを設置するなど不審者を早期に発見できる対策を講じられたい。 (5) 給食、アレルギー対応等について 給食作業従事者の健康状態について毎日チェックが行われており、施設、作業器具等の点検も週次・月次ごとに適切に行われている。また、食材や調理についても温度管理がなされ、細かくチェック、記録がされている。 アレルギーへの対応が必要な児童には、「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に保護者も交えた話し合いが行われ、献立のチェックも調理師・保育士・保護者によるチェックが行われているが、アレルギー食材の見落としがあり病院に搬送された事例があった。 アレルギー疾患は、その対応を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、食材の確認から対象児童への配膳まで、さらに入念なチェックが行われるよう十分な注意を払われたい。 (6) 給食食材の調達及び発注について 給食食材の調達先について、可能なものは	(子育て支援課) (4) 避難訓練及び不審者対策について 避難訓練、不審者対策の訓練は継続して定期的に行います。外部からの侵入対策として防犯カメラの設置については、関係機関と協議しながら検討していきます。 (子育て支援課) (5) 給食、アレルギー対応等について 給食提供、アレルギー対応につきましては、根拠法令に基づき対応していますが、アレルギー食材の見落としによる受診事例がありました。これにつきましては、原因を解明し、再発防止策を講じました。食材の確保時点から対象児童への配膳までの確認の徹底を、従前からの取り扱い及び新たな防止策について全体で共有しました。今後も確認体制を維持していきます。(子育て支援課) (6) 給食食材の調達及び発注について 給食食材の調達について、乳幼児の食育推

指摘事項	措置状況
市内業者から調達している。物品の購入については、これまでも、価格の競争性を保つことと併せて、南国市内の業者の活用をお願いしてきたところである。児童に対する食育の観点からも、引き続き市内業者の活用をお願いする。 また、食材の発注については、子育て支援課からの献立を基に、各保育所の調理師が食材の数量を計算し、各業者あてに手書きで発注書を作成しFAXで注文している。食材の納入は、ほぼ毎日行われ、その後の検品、業者からの請求、子育て支援課による支払いに至るまで手書きの明細がベースになって行われている。 南国市としてDXの推進に取り組んでいることから、受発注システムの導入等のデジタル化について検討が必要ではないかと思料される。 (7) 現金の取り扱いについて 保育料のほか、延長保育料、一時保育料、教材費、主食費、職員給食費など多くの名目で現金の取り扱いがなされている。保護者から担任保育士が現金を預かり夕方までに領収書を作成し保護者に渡す。保育士は現金を保育所長に渡し、所長は子育て支援課に納入通知書を発行してもらい、指定金融機関に入金することになるが、それまで所内の金庫で保管する。早ければ即日入金を行うが、長い場合は1週間から10日近く所内金庫で保管している。 現金の取り扱いは職員の負担となるばかりでなく、長期にわたり所内金庫に保管することは紛失等の危険も伴うため、原則として現金は扱わないこととすべきである。キャッシュレス化の仕組みを構築するために保護者の理解を得るよう早急に取り組むべきである。 (8) 施設整備について 保護者による送迎用駐車場について、用地を確保し、工事が進められている。駐車場確保については、朝夕の混雑や児童の安全確保など、そ	進、地元食材の利活用、価格の競争性の担保に基づきできるだけ市内業者を活用しながら安定調達体制を整備していきます。また、食材発注の業務軽減を図るため受発注システムの導入等のデジタル化を保育所の調理師部会や関係機関と協議しながら進めていきます (子育て支援課) (7) 現金の取り扱いについて 保育所でのキャッシュレス化の仕組みを構築するために引き続き関係機関と協議を進め早期の実現へ向けて取り組んでいきます。 (子育て支援課) (8) 施設整備について 保育施設における駐車場については、保護者のみならず職員駐車場も慢性的に不足している状況であるため、円滑かつ安全な保育運営を

指定事項	措置状況
の必要性については一定理解できる。しかしながら、厳しい財政状況を考慮すれば土地取得をしてまで確保すべきものであったか、市民の納得が得られるよう十分な説明責任を果たすよう努められたい。 (9) 委託料概算払いについて 民営保育所の運営については、児童福祉法に基づいて社会福祉法人に委託しており、その委託料について概算払いが行われている。概算払いそのものは制度上の運営に沿っており適切に行われているが、公金管理及び効率性の観点から、概算払い回数及び金額の適切にも努める余地があると思われるので、最適化を目指す検討にも努められたい。 (10) 保育士の人材確保及び人材育成について 保育士については、適宜公募しているが、必要な職員数の確保には至っておらず、不足する人員については会計年度任用職員で充足している現状が見受けられる。 また、公募時に応募してくる人は存在するものの、採用にまで至っていない現状がある。 今後も保育士が不足する状態の続くリスクも想定されることから、必要な保育士を確保するためにも『養成枠・確保枠』等の導入を含む人材確保策をパッケージとして構築するなど、抜本的な対策を講ずることも必要であると思料される。 (11) 児童福祉法に基づく監査について 児童福祉法に基づく県による各保育所に対する監査は、書類・実地監査がそれぞれ隔年それぞれ隔年実施されるなど適法に行われている。 監査については、近年、書面による指摘はなく、口頭による指摘のみであるとのこと。口頭による指摘であったとしても、重要な内容を含んでいるのではないかと思料されるが	実施するためには駐車場整備が課題でした。財政状況を考慮し、土地取得ではなく借地交渉を数年間実施しましたが実現に至らず関係機関と協議の上、土地取得を行いました。 (子育て支援課) (9) 委託料概算払いについて 概算払いの最適化については、民営保育所の円滑な運営を前提として公金管理及び効率性の観点に基づいて概算払いを行っています。なお、各保育施設の運営状況を確認しながら必要な見直しは行い最適化を目指していきます。 (子育て支援課) (10) 保育士の人材確保及び人材育成について 保育士不足は慢性化しており、安全安心な保育運営を行うためには保育の質の向上も必須です。人材確保と人材育成の仕組み作りは同時進行で構築していかなければならない状況であるため、関係機関と連携しながら、求人活動、研修の実施等を行い、保育士として長期間にわたり意欲的に就労できる雇用体制の構築を支援していきます。(子育て支援課) (11) 児童福祉法に基づく監査について 口頭指摘においても書面決裁を行い、改善状況を共有し今後の保育運営に反映させることとしました。PDCAサイクル等保育業務の改善が効果的に実施できる仕組みを導入するよう協議検討します。(子育て支援課)

指定事項	措置状況
講評以降において、組織的な決裁を経ておらず、組織的な対応とはなっていないのが現状である。口頭指摘であったとしても、一過性の対応に陥らず、その改善状況をしっかりと把握するためにもPDCAサイクル等を採用するなど、系列的にも整理することが必要であると思料される。	